

令和3年度 第3回奈良県公共交通基本計画策定委員会 議事概要

日時：令和4年1月25日（火）14:00～15:30

場所：南都商事株式会社 4階 新大宮セミナールーム

1. 開会

【塚口委員長】

- 3回目の委員会となり、本日で基本計画案の取りまとめを行いたい。かなり詰めた議論ができたのではないかと思う。
- 各地域で公共交通は厳しい状況に直面している。コロナ禍で公共交通の利用者数が減っているが、コロナ後も利用者数は完全には戻らないと考えられている。
- 本基本計画案は、今後、県の方で改定手続を進めた上で、「地域公共交通計画」の基本的な方針に位置付けられるものであり、非常に重要である。本日の委員会で、より良いものとしたい。

2. 議事

県より、資料1（改定案）、資料2（説明資料）、資料3（第2回委員会におけるご意見・ご指摘の反映状況）、資料4（パブリックコメント結果概要）を説明。

【塚口委員長】

- 委員各位から意見を頂戴したい。

【土井委員】 [資料1（本文）P81 11～13行目]

- 人材育成に関して、市町村では、交通政策を担当する職員が他業務を兼務していることも多く、交通政策を専ら担当する職員が全くいないところも多い。
- 県内市町村の職員数の実態を把握した上で、課題解決を図るための人材育成を行うことが、本計画の実現を図る上で重要な視点だと考える。

【塚口委員長】

- 市町村で同じ職員が交通政策を長期にわたり担当することは難しいため、引継ぎ体制をきっちりと作る必要がある。そういった課題を踏まえた上で、人材育成の仕組みを県に作ってほしい。

【猪井委員】 [資料1（本文）P55]

- 前回意見を踏まえ、同頁7～9行目に、取組状況の検証を行う際に参加者から意見を募る旨の記述が追記されたと理解。その際、計画の改善に活かすだけでなく、関係者や県民の参画意識の向上を図る旨も記載してはどうか。

【県】

- そのような記述を追記することとしたい。

【三星委員】

- 地域の関係者に加え、外部の方からの意見により改善することも重要である。

【猪井委員】〔資料1(本文)P66〕

- 診断指標に関する表中「根拠データ」について、バスの利用データは令和2年度の実績が既に出ているのではないと思われるため、記載してはどうか。同年度実績はコロナの影響を受けるため、令和元年度データを記載しておくのはそれで良いと思うが。

【県】

- 表記載の6項目を同一時点で揃える観点から、2019(令和2)年度のを記載しているが、最新のデータがあるものを確認する。

【塚口委員長】

- 公表されているデータがあれば、参考として付記すると良いのではないか。個別の判断は県に委ねる。

【三星委員】〔資料1(本文)P47〕

- 前回指摘を踏まえ、同頁1-4行目に公共交通が「必要不可欠なサービス」である旨を記載してもらった。以下は意見としてだが、ヨーロッパ諸外国では「権利」という言葉を使っている。これがないと、金銭的又は技術的理由で移動の自由から取り残される方が出てしまう。「権利」という言葉が使われていない先進国は日本だけであるということは、県にも理解してほしい。
- 移動は権利であり必要不可欠として明記することは重要。国(交通政策基本法)でも権利を認めるまではいかないが、必要不可欠との表現が用いられている。県の現場においても、そういったことを意識していただきたい。

【土井委員】〔資料1(本文)P43、66〕

- 三星委員の意見とも関連するが、公共交通の改善は「権利」と「効率性」双方を満たしていくことが目的。
- P43 に記載のある収支率は「効率性」の指標であるが、収支率改善のために支出を下げるとなるとサービス水準を下げることとなり、本末転倒となるので注意が必要。「権利」に対応する指標も必要であり、その例がクロスセクター効果である。

【県】

- これまで頂いたご指摘を踏まえ、本文 P66 に注記を記載している。

【土井委員】〔資料1(本文)P22〕

- 輸送量あたりの二酸化炭素排出量のデータは毎年度変動するため、出典資料の年度を記載すべき。

【県】

- 必要な追記を行う。

【土井委員】〔資料1(本文):P91〕

- 奈良県公共交通条例に県の責務が明確となっているが、地域公共交通活性化再生法でも都道府県等の責務が定められている。本計画にもこの旨を何らかに記載してはどうか。

【県】

- 同法に基づき、今後本県と県内市町村で改定を予定している法定計画(地域公共交通計画)にて記載したいと考えている。本計画は、奈良県公共交通条例に基づく計画との位置付け。

【塚口委員長】

- 今後、法定計画を策定される際は、土井委員の意見を参考にしてほしい。

【三星委員】〔資料1(本文)P67、資料3〕

- 前回指摘を踏まえ、同頁27行目に「財源確保策のあり方について研究する」と記載されたが、その前提となる「市町村と認識を共有する」ことについても、資料3(指摘に対する県の回答)として記載した方が良い。

【県】

- そのように資料3に追記する。

【猪井委員】〔資料2:P1〕

- 鉄道の乗車人員、バスの輸送人員は横ばい傾向という記載がある。北部では増えているが、南部では減少傾向といった地域があるのではないかと思うので、資料2における記載を工夫してはどうか。本文(資料1)の修正は不要と思われる。

【塚口委員長】

- 修正の対応については事務局に任せることとしたい。資料2の文言が独り歩きすることがなければ良いのではないか。

【県】

- 資料2は報道発表等向けの使用を想定しており、随時更新する予定。ご指摘を踏まえて対応したい。

【塚口委員長】〔資料1(本文)P3、4〕

- 複数の計画の位置付けが理解しづらい。概要(資料2)P1の右上に位置付けを示した図が記載されているが、本文にも関係する計画等との関係を記載すれば、計画の位置付けや、どの計画を参照すれば良いか理解しやすくなるのではないか。

【県】

- 公共交通に関連する計画や法令の位置付けをわかりやすく伝えるため、資料2(P1)に記載の位置付けを示した図を計画本文にも記載することとしたい。

【猪井委員】〔資料1(本文)P38、P39〕

- P39 掲載の「県内の人の動き」とあるグラフにつき、出典元の V-RESAS を確認したが、これらのデータは居住市町村内の移動を示したものではなく、奈良県の場合には「県内 8地点の滞在人口」を集計したものであるので、凡例等の記述を出典元の記述に合わせて修正すべき。
- また、本文 P38 には、おそらくこの部分を根拠に「同時期における(中略)地元エリア内での行動が増えた。」との記述があるが、根拠が不明確な部分は削除してはどうか。

【県】

- ご指摘の趣旨は、例えば、グラフ青線で示されている滞在者には、集計地点である近鉄奈良駅等の周辺に居住している者も含まれるので、「移動」と記述するのは不正確ということか。

【猪井委員】

- その通り。

【県】

- ご指摘を踏まえて記述を修正したい。

【塚口委員長】

- 本文の「地元エリア内での行動が増えた」との記述については、データから断言まではできないということであれば、他の根拠資料を参照する形で、例えば「想定される」というように記載する方法もあるのではないか。県が使っていく計画なので、それに応じた判断を。

【県】

- ご示唆を踏まえ対応したい。

【塚口委員長】

- 様々なご意見をいただいた。前回委員会の指摘事項への対応については、概ね了承を得た。また、新たに修正を検討すべき点も出てきたが、いずれも微修正の範囲に収まるものと考えられる。
- 県においてこれらの項目につき修正案を作成すると承知。修正部分に関する当委員会としての了承は、私に一任いただくこととしたいが、よろしいか。

【猪井委員、佐野委員、土井委員、三星委員】

- 異議なし。

3. その他

県より、資料5(改定スケジュール(予定))を説明。

4. 閉会

以上